

項)													
(43) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の交付（政令第44条）								○					〃
(44) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の書換え交付（政令第45条）								○					〃
(45) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の再交付（政令第46条第1項及び第2項）								○					〃
(46) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の返納の受理（政令第46条第3項及び第47条）								○					〃
(47) 店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可台帳への記載（政令第48条）								○					〃
(48) 高知市の区域に係る(28)から(30)までの事項に関する事。						○							
(49) (1)から(48)までの事項以外の法に関する事。						○							

別表第3の3の(4)の表11の(3)の項及び11の(4)の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表の3の(4)の表14の(2)の項中「、診療所、飼育動物診療施設並びに薬事法に規定する薬局、店舗販売業及び卸売販売業の店舗等」を「及び診療所」に改め、同表の3の(4)の表14の(4)の項中「並びに薬事法に規定する薬局、店舗販売業及び卸売販売業の店舗等」を「薬局等」に改め、同表の3の(4)の表14の(5)の項中「並びに薬事法に規定する薬局、店舗販売業及び卸売販売業に係る施設等」を「、薬局等」に改め、同表の9の(7)の表20の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

高知県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第104号

高知県薬事法施行細則の一部を改正する規則

高知県薬事法施行細則（昭和36年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第1条中「薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）、「薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下「政令」という。）及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）を施行するために」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）を施行するため、法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「政令」という。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定めるもののほか、」に改める。

第2条第1項第2号中「医薬品等」を「医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、「医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは体外診断用医薬品」に、「（薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業を除く。）」を「再生医療等製品の製造販売業」に改め、同条第2項第1号中「卸売販売業」を「卸売販売業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同条第3項中「製造販売承認」を「製造販売の承認」に改める。

第4条中「及び第155条」を「、第155条、第178条第1項及び第196条の5」に、「第30条」を「第30条、第114条の6、第114条の13、第137条の6」に、「有効期間満了の」を「有効期間が満了する」に、「医薬品等」を「医薬品（薬局製造販売医薬品を除く。）、「医薬部外品、化粧品若しくは体外診断用医薬品」に、「（薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業を除く。）」を「、再生医療等製品の製造販売業」に改める。

第5条第1項中「、法」を「、法第17条第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による薬局製造販売医薬品の医薬品製造管理者がその製造所以外の場所で業として薬局製造販売医薬品の製造の管理その他薬事に関する実務に従事すること、法第23条の34第4項において読み替えて準用する法第7条第3項ただし書の規定による再生医療等製品製造管理者がその

製造所以外の場所で業として再生医療等製品の製造の管理その他薬事に関する実務に従事すること、法」に、「又は法」を「、法」に、「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者」に、「の許可」を「、法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事すること又は法第40条の6第2項ただし書の規定による再生医療等製品営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することの許可」に、「薬局等管理者兼務許可申請書を知事」を「薬局の管理者等兼務許可申請書を知事（高知県事務処理規則の規定により保健所長が決裁権者である場合を含む。以下この条において同じ。）」に改め、同条第3項中「当該薬局」を「当該薬局、製造所」に、「薬局等管理者兼務廃止届」を「薬局の管理者等兼務廃止届」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（薬局開設者からの薬局に関する情報の報告に係る方法等）

第5条の2 法第8条の2第1項の規定による薬局開設者からの報告に係る省令第11条の2の知事が定める方法及び知事の定める日は、知事が別に定める。

第7条中「及び省令」を「、省令」に、「について」を「及び省令第196条の9第1項の規定による再生医療等製品の営業所の管理に関する帳簿について」に改める。

第14条の見出し中「貸貸業届書」を「貸与業の届書」に改め、同条中「販売業者又は貸貸業者の」を「販売業又は貸与業の」に、「管理医療機器販売業（貸貸業）届書受理証」を「管理医療機器販売業（貸与業）届書受理証」に、「貸貸業者に」を「貸与業者に」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

薬局の管理者等兼務許可申請書

他の場所での管理その他薬事に関する実務への従事について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第17条第4項（第23条の34第4項）において読み替えて準用する同法）第7条第3項ただし書（第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書・第39条の2第2項ただし書・第40条の6第2項ただし書）の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

管理している者	種別	
	氏名	
管理している薬局、製造所、店舗又は営業所	所在地	
	名称	
兼務して従事しようとする管理その他薬事に関する実務	所在地	
	名称	
	内容	
兼務予定期間		
備考		

注 「管理している者」欄の「種別」は、薬局の管理者、医薬品製造管理者、再生医療等製品製造管理者、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者又は再生医療等製品営業所管理者の別を記入してください。

第3号様式（第5条関係）

第 号

許可証

住所
氏名

年 月 日付けで申請のありました他の場所での管理その他薬事に関する実務への従事については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（第17条第4項（第23条の34第4項）において読み替えて準用する同法）第7条第3項ただし書（第28条第3項ただし書・第35条第3項ただし書・第39条の2第2項ただし書・第40条の6第2項ただし書）の規定により次のとおり許可します。

年 月 日

高知県知事



兼務して従事することを許可する管理その他薬事に関する実務	所在地	
	名称	
	内容	
許可する兼務期間		
許可の条件		

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊤
電話番号

薬局の管理者等兼務廃止届

先に許可を受けていました他の場所での管理その他薬事に関する実務への従事について廃止しましたので、高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

管理している者	種別	
	氏名	
管理している薬局、製造所、店舗又は営業所	所在地	
	名称	
兼務して従事することの許可を受けていた管理その他薬事に関する実務	所在地	
	名称	
	内容	
許可年月日及び許可番号		
許可を受けていた兼務期間		
廃止年月日		
備考		

注 「管理している者」欄の「種別」は、薬局の管理者、医薬品製造管理者、再生医療等製品製造管理者、店舗管理者、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者又は再生医療等製品営業所管理者の別を記入してください。

別記第6号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名 ㊟
電話番号

配置従事届

配置販売業者又はその配置員が医薬品の配置販売に従事しますので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第32条の規定により次のとおり届け出ます。

(年度)

配置販売業者	住所		
	氏名		
配置販売に従事する者	住所		
	氏名		
配置販売に従事する区域及びその期間	区域	期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
備考			

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
生年月日 年 月 日
電話番号

配置従事者身分証明書書換え交付申請書

高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第9条第1項の規定に基づき配置従事者の身分証明書の書換え交付を受けたいので、次のとおり申請します。

配置販売業者	住所		
	氏名		
	許可番号及び許可年月日		
変更内容	変更事項	変更前	変更後
備考			

注 現在交付されている配置従事者の身分証明書を添えてください。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
 氏名 ㊤
 生年月日 年 月 日
 電話番号

配置従事者身分証明書再交付申請書

高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則第10条第1項の規定に基づき配置従事者の身分証明書の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

配置販売業者	住所	
	氏名	
	許可番号及び許可年月日	
再交付の申請理由		
備考		

- 注 1 配置従事者の身分証明書を破り、又は汚したために再交付を申請するときは、その身分証明書を添えてください。
- 2 失った配置従事者の身分証明書を発見したときは、直ちにその身分証明書を返納してください。

別記第9号様式中「薬事法第36条の8第1項の規定による」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の8第1項の」に改める。
 別記第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第14条関係）

第 号

管理医療機器販売業（貸与業）届書受理証

氏名

（法人の場合は、名称）

営業所の名称

営業所の所在地

年 月 日付けでありました医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業（貸与業）の届出については、これを受理しました。

年 月 日

高知県知事



附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年11月25日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県薬事法施行細則別記様式（別記第9号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第105号

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「利用施設」を「当該利用施設」に改める。

第5条の3第4項中「別記第5号様式」を「別記第5号様式に」に改める。

第10条第1項中「別記第15号様式」を「知事に対して、別記第15号様式」に改め、「知事に」を削り、同条第2項中「承認を受けた」を「承認を得た」に、「別記第16号様式」を「知事に対して、別記第16号様式」に改め、「知事に」を削る。

第13条第1項、第2項及び第5項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同条第6項中「あらかじめ」を「知事に対して、」に、「知事に」を「あらかじめ」に改める。

第14条第1項中「認める場合」を「認めるとき」に、「該当する場合」を「該当するとき」に改める。

第21条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

別記第1号様式中

利 用 施 設	県民ギャラリー・企画展示室（1）・企画展示室（2）・会議室・講義室・創作室（1）・（2）・創作室（3）・中庭
---------	--

を

利 用 施 設	県民ギャラリー・企画展示室（1）・企画展示室（2）・会議室・講義室・創作室・中庭
---------	--

に改める。

別記第3号様式中

利 用 施 設	県民ギャラリー・企画展示室（1）・企画展示室（2）・会議室・講義室・創作室（1）・（2）・創作室（3）・中庭
---------	--

を

利 用 施 設	県民ギャラリー・企画展示室（1）・企画展示室（2）・会議室・講義室・創作室・中庭
---------	--

に、「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第4号様式中「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第6号様式の3中「機（映画）」を「台（映画）」に、「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第8号様式中「許可の権利」を「許可に伴う権利」に改める。

別記第15号様式及び別記第16号様式を次のように改める。

第15号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立美術館利用料金承認申請書

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により高知県立美術館の利用料金を定めたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の申請額

区分	利用料金（円）	備考

2 利用料金の申請額の根拠

3 利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

第16号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者



高知県立美術館利用料金変更承認申請書

高知県立美術館の設置及び管理に関する条例第12条第2項の規定により高知県立美術館の利用料金を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 利用料金の変更申請額

区分	利用料金（円）		備考
	変更前	変更後	

2 利用料金の変更申請額の根拠

3 変更後の利用料金の適用開始予定年月日
年 月 日

別記第18号様式、別記第21号様式、別記第25号様式及び別記第27号様式中「創作室（1）・（2）・創作室（3）」を「創作室」に改める。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

~~~~~  
高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第106号**

**高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第10条中「家賃」を「家賃、条例第20条第2項において準用する条例第16条第2項の規定による費用」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（費用の額等）

**第10条の2** 条例第20条第3項の規則で定める費用の額は、毎年度2月末日までに、当該県営住宅の前年度における同条第1項第3号に掲げる費用の額の実費総額を当年度の1月1日現在の入居世帯数で除して得た額を標準として知事が翌年度分の月額を定めるものとし、当該額に1世帯当たり月額300円を加算した額を翌年度に徴収する費用の月額として通知するものとする。

2 前項の規定により額を定めて徴収した費用については、条例第20条第1項第3号に掲げる費用の額の実費に基づく精算はしないものとする。

3 前2項に定めるもののほか、条例第20条第3項の費用の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第35条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第36条中「同等と」を「同等であると」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

## 第3号様式（第7条関係）

## 誓約書

年 月 日

高知県知事 様

|       |                    |    |    |    |
|-------|--------------------|----|----|----|
| 入居者   | 住所                 | 団地 | 号棟 | 号室 |
|       | 県営住宅<br>ふりがな<br>氏名 |    |    | ㊟  |
| 連帯保証人 | 住所<br>ふりがな<br>氏名   |    |    | ㊟  |
|       | 生年月日               | 年  | 月  | 日  |
|       | 続柄                 |    |    |    |
|       | 連絡先                |    |    |    |
| 連帯保証人 | 住所<br>ふりがな<br>氏名   |    |    | ㊟  |
|       | 生年月日               | 年  | 月  | 日  |
|       | 続柄                 |    |    |    |
|       | 連絡先                |    |    |    |

先に決定されました県営住宅への入居については、公営住宅法、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則及び裏面に記載する事項その他の指示命令等を遵守することはもとより、家賃を滞納した場合又は入居者の責めに帰すべき事由によって県営住宅若しくは共同施設等に損害を与え、原状回復の費用について入居者が負担できない場合は、連帯保証人が責任をもって弁済します。

なお、入居者（同居しようとする者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき又は暴力団員となったことが判明したときは、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、規定に違反して処分されても決して異議はありません。

以上連帯保証人の連署をもって誓約します。

注 各々の連帯保証人が押印した印鑑の印鑑証明書及び各々の連帯保証人の源泉徴収票又は市町村が発行する所得額を証明する書類を添えてください。

(裏面)

## 県営住宅の入居者の遵守事項

- 1 家賃は、毎月納期限までに納付すること。
- 2 各戸が使用する電気、ガス、水道料金等の光熱水費の支払を怠らないこと。
- 3 各戸の汚物及びじんかいの処理に要する費用の支払を怠らないこと。
- 4 共同施設、エレベーター、給水施設、汚水処理施設等の使用並びに維持及び管理に要する費用の支払を怠らないこと。
- 5 県営住宅又は共同施設等の使用には、最善の注意を払い、管理上の指示を固く遵守すること。
- 6 他の入居者に迷惑を及ぼし、又は管理上支障となるおそれがある犬、猫、鳥等のペット類の飼育をしないこと。
- 7 知事の承認を得ないで同居親族以外の者を入居させないこと。
- 8 県営住宅を退去するときは、入居期間の長短にかかわらず、入居者の負担により、次に掲げる修繕等を行うこと。
  - (1) 畳の表替え
  - (2) 障子及びふすまの張り替え
  - (3) 各戸の室内及び周辺の清掃
  - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、入居者の故意又は重過失により汚損し、又は破損したものの修繕
- 9 その他高知県営住宅の設置及び管理に関する条例に規定する県営住宅の入居者の遵守事項を遵守すること。

別記第13号様式を次のように改める。

**第13号様式**（第12条関係）

県営住宅目的外使用承認申請書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所

県営住宅 団地 号棟 号室

氏名 ⑩

現在入居している県営住宅を住宅以外の用途に併用したいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第25条ただし書の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 承認を得ようとする住宅以外の用途

2 住宅以外の用途に使用する者の氏名

3 住宅以外の用途の使用予定期間

年 月 日から 年 月 日まで

注 住宅以外の用途に併用する部分の図面及び他の法令による許認可等が必要な場合は、当該許認可等を受けたことを証明する書類の写しを添えてください。

別記第30号様式を次のように改める。

**第30号様式**（第21条関係）

県営住宅明渡し届出書

年 月 日

高知県知事 様

入居者 住所

県営住宅

団地

号棟

号室

氏名

Ⓜ

県営住宅を明け渡しますので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第41条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 明渡しの理由   |                        |
| 明渡しの期日   | 年 月 日                  |
| 検査希望年月日  | 年 月 日                  |
| 附帯工作物の措置 |                        |
| 連絡先      |                        |
| ※        | 年 月 日 検査済<br>年 月 日 確認済 |

注 ※印欄は、記入しないでください。

別記第47号様式中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**そ の 他**  
-----

公立大学法人高知工科大学は、平成27年4月1日に高知県公立大学法人との吸収合併により消滅するため、設立団体である高知県が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第108条第4項の規定により高知県議会の議決を経て、同条第1項各号に掲げる事項を定めたので、同法第110条第2項の規定により、債権者は、当該吸収合併に関して異議がある場合は、この公告の日の翌日から起算して1月以内に申し出ることができる旨を公告する。

平成26年10月21日

公立大学法人高知工科大学理事長 岡村 甫

~~~~~

高知県公立大学法人は、平成27年4月1日に公立大学法人高知工科大学と吸収合併して存続するため、設立団体である高知県が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第108条第4項の規定により高知県議会の議決を経て、同条第1項各号に掲げる事項を定めたので、同法第111条第2項の規定により、債権者は、当該吸収合併に関して異議がある場合は、この公告の日の翌日から起算して1月以内に申し出ることができる旨を公告する。

平成26年10月21日

高知県公立大学法人理事長 南 裕子